

別 表 2

番号	1
措置の名称	都市計画につき国土交通大臣の同意を要する都市計画区域に関する告示の廃止
措置の内容	平成 23 年 8 月 2 日付で「都市計画につき国土交通大臣の同意を要する都市計画区域（平成 19 年 3 月 30 日国土交通省告示第 428 号）」を廃止した。
関係省庁	国土交通省

番号	2
措置の名称	食品表示に係る都道府県知事が行うことができる措置命令に関する政令の改正
措置の内容	<p>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 19 条の 14 第 4 項の規定による同条第 1 項の指示に係る措置を採るべき旨の命令について、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等（同法第 14 条第 1 項に規定する製造業者等をいう。）に関するものは、国ではなく当該製造業者等の所在する地域の知事が行うこととし、消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 21 年政令第 217 号）により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 291 号）を改正した。</p> <p>また、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の、食品の表示に関する規定は、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）の施行に伴い同法に移管され、同法に基づき、食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令（平成 27 年政令第 68 号）においても同様の規定を定めている。</p>
関係省庁	消費者庁

番号	3
措置の名称	労働者派遣制度に係る医師派遣先の拡大に関する政令及び省令の改正
措置の内容	へき地である市町村に加えて、都道府県が設置する医療対策協議会の協議を通じて、地域における医療の確保のために医師を派遣する必要があると認められた病院又は診療所についても医師派遣を行うことができるよう、平成19年12月14日付で「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令」（昭和61年政令第95号）を始めとする関係政省令を改正し、全国的に地域の実情を反映した医師派遣を行うことが可能となっている。
関係省庁	厚生労働省

番号	4
措置の名称	廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の改正等
措置の内容	<p>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）第 1 条に規定する最終処分場に係る技術上の基準について、積雪寒冷地等の気象条件を考慮した排水処理設備の構造等に係る基準を追加するため、平成 22 年度に同令を改正した。</p> <p>また、廃棄物系バイオマスの利活用を促進するため、平成 20 年度から平成 21 年度まで、「廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業」を北海道内で実施した。</p>
関係省庁	環境省

番号	5
措置の名称	農地転用に係る事務・権限の移譲に関する法律の改正
措置の内容	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号。第 5 次一括法）による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の改正により、4 ha を超える農地転用に係る事務・権限については、農林水産大臣への協議を付した上で、都道府県知事又は農林水産大臣が指定する市町村の長への移譲を行うとともに、2 ha を超え 4 ha 以下の農地転用に係る農林水産大臣への協議は廃止した。
関係省庁	農林水産省

番号	6
措置の名称	保安林の解除に係る法律の改正
措置の内容	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 47 号。第 6 次一括法）により、森林法の一部を改正し、治山事業施行地を含む 4～11 号保安林の解除を行う場合の都道府県の農林水産大臣への同意協議を、同意を要さない協議へ見直した。
関係省庁	農林水産省

番号	7
措置の名称	企業立地促進法の改正等
措置の内容	<p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「企業立地促進法」という。）について、平成 29 年に改正を行い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改めた。同法に基づく基本計画に係る同意については、企業立地促進法と同様に事前協議は不要としている。なお、これと合わせて、地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）を措置しており、本措置については企業立地促進法とは異なり、対象業種の政令指定は行っていない。</p>
関係省庁	経済産業省

番号	8
措置の名称	地域通訳案内士制度の導入
措置の内容	<p>平成 27 年 9 月より構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）に基づき地域限定特例通訳案内士制度を導入し、地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大を実現した。</p> <p>その後、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 50 号）が、平成 30 年 1 月 4 日に施行され、当改正により新たに「地域通訳案内士」制度の全国展開を図った。</p>
関係省庁	国土交通省

番号	9
措置の名称	都道府県道の管理の特例に関する法令の改正
措置の内容	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）による道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の改正に伴い、町村による都道府県道の管理の特例に関する規定を設けた。
関係省庁	国土交通省

番号	10
措置の名称	維持管理に係る負担金制度に関する法律の改正
措置の内容	第 174 回通常国会に国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律案を提出し、平成 23 年度から維持管理費負担金を全廃した。
関係省庁	国土交通省

番号	11
措置の名称	条例制定権の拡大に向けた法令の改正
措置の内容	<p>義務付け・枠付けの見直し及び条例制定権の拡大については、「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定）、「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月29日閣議決定）及び「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月12日閣議決定）に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。第1次一括法）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号。第2次一括法）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。第3次一括法）等の成立により、所要の法律の整備が行われたところ。</p> <p>また、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入しており、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）に基づく地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号。第5次一括法）を始めとした累次の地方分権一括法等の成立により、所要の法律の整備が行われたところ。引き続き、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）に基づき、義務付け・枠付けの見直しを推進することとしている。そのうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和8年通常国会に提出することを予定している。</p>
関係省庁	内閣府、総務省

番号	12
措置の名称	食品の機能性を表示できる機能性表示食品制度の施行
措置の内容	食品表示法第4条第1項の規定に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の施行により、企業等の責任で科学的根拠をもとに食品の機能性を表示できる機能性表示食品制度を創設した。
関係省庁	消費者庁

番号	13
措置の名称	普通地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入に関する政令の改正
措置の内容	<p>地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成 23 年政令第 410 号)の施行により、普通地方公共団体が私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として、寄附金を追加した。</p> <p>また、地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成 29 年政令第 322 号)の施行により、使用料及び手数料に係る延滞金並びに賃貸料、物品売払代金、寄附金及び貸付金の元利償還金に係る遅延損害金を追加した。</p> <p>さらに、普通地方公共団体が私人に収納の事務を委託することができる歳入については、地方自治法の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 19 号)の施行により、原則、全ての歳入等に拡大した。</p>
関係省庁	総務省

番号	14
措置の名称	自家用有償旅客運送を行うことができる者等に関する法令の改正
措置の内容	道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 48 条に規定する自家用有償旅客運送の実施主体の弾力化及び同規則第 49 条に規定する旅客の範囲の拡大を図るため、平成 26 年度に同規則を改正した。
関係省庁	国土交通省

番号	15
措置の名称	第3種旅行業務等の範囲に関する告示の改正
措置の内容	第3種旅行業務等の範囲について、着地型旅行商品の充実を図るため、平成19年国土交通省告示第445号等の一部を改正する告示(平成30年観光庁告示第9号)により、旅行業法施行規則第1条の3第3号の規定に基づき観光庁長官が定める区域(平成19年国土交通省告示第445号)を改正し、第3種旅行業の募集型企画旅行及び地域限定旅行業の実施について、地域の交通・観光の実態を踏まえた特例として、催行区域の近隣に交通網及び輸送の拠点(交通拠点)がある場合、当該交通拠点の存する市町村の区域を発着する旅行の実施も可能とした。
関係省庁	国土交通省